

第3章 服 務

○海部地区水防事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和48年6月6日
条例第6号

改正 平成8年11月29日条例第4号
平成22年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者のサービスの宣誓については、愛西市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年愛西市条例第34号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年11月29日条例第4号）

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則 （平成22年2月15日条例第1号）

この条例は、平成22年3月22日から施行する。